

議員案第51号

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年11月1日提出

小金井市議會議員

吹春 やすたか

岸 田 正 義

坂 井 えつ子

湯 沢 紗 子

斎 藤 康 夫

水 上 洋 志

(提案理由)

議会運営委員会の委員の定数を減員する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例

小金井市議会運営委員会条例（平成3年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「7人」を「6人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例	備考
(定数)	(定数)		
第2条 委員会の定数は、 <u>6人</u> とする。	第2条 委員会の定数は、 <u>7人</u> とする。	定数の減員	
付 則	この条例は、公布の日から施行する。		

議員案第52号

関西電力における、「原発マネー」還流疑惑の全容解明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和元年11月19日提出

小金井市議会議員

片山 薫
田頭 祐子
た ゆ 久 貴
渡辺 大三

関西電力における、「原発マネー」還流疑惑の全容解明を求める意見書

関西電力役員が高浜原発のある福井県高浜町の元助役から3億円を超える多額の金品を受け取っていた「原発マネー」還流疑惑について、徹底した解明が必要である。

国会での審議を通じ、今回の疑惑の大本には、政府が進める原発再稼働政策をめぐる利権と癒着の構図があることが明らかになりつつある。国策の中から噴き出した疑惑の全容解明は国政の最優先課題である。関西電力役員らの国会招致を行うなど、全容の解明が求められる。

関西電力の会長や社長などの経営トップに対する金品提供をめぐる疑惑では、東京電力福島第一原発事故があった2011年から7年間、原子力部門を担当していた役員ほど多額の金品がばらまかれていたことが明らかになっている。元助役には原発関連事業を請け負っている地元の建設会社から約3億円の資金が渡っており、国民が支払った電気料金を原資とした原発マネーが、元助役を介して関西電力の役員に還流していたことは疑う余地がないと言わざるを得ない。

関西電力は2011年以降、家庭向けの電気料金を2度値上げしている。それを認可したのは経済産業省であり、公益事業を担う関西電力に対する政府の監督責任が厳しく問われるのは当然である。

この間の国会での質疑を通じて、政府と高浜町との深い関係を示す重要な事実が判明している。高浜町に経済産業省から4人の職員が2008年から現在まで出向していることが明らかになった。この期間は、使用済核燃料からプルトニウムを取り出して原発の燃料に利用するプルサーマルを政府が推進する時期と重なっている。出向職員がプルサーマルをめぐり関西電力と地元との調整で中心的な役割を果たしたのではないかとの疑惑を持たざるを得ない。徹底調査し、国会で議論すべきである。

原発再稼働に伴う「追加的安全対策費」についても、福島原発事故後、関西電力の安全対策費は年々増え続けている。それについて元助役から関西電力の原子力部門幹部役員に提供された金品額も膨らんでいることが示されている。元助役に資金提供した建設会社は、国の原発関係の交付金を使った公共工事を受注しており、この交付金が関西電力に還流している疑いも濃厚である。経済産業省は、建設会社の受注状況などを記した資料を国会に提出するなど、全容解明に取り組む必要がある。

政府が推し進めた再稼働の中で、どのように金が動き、誰がどう関わったのか、関西電力、地元の自治体や政財界だけでなく、政権との関係も含め、全体像を明らかにすることが必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、関西電力役員の国会招致に応じるとともに、原発に関する交付金などの還流疑惑について、全容解明に責任を果たすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様
原子力規制委員会委員長様

議員案第 53 号

教員の「1年単位の変形労働時間制」導入の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和元年 11 月 20 日提出

小金井市議会議員

片山 薫
田頭 祐子
水上 洋志
渡辺 大三

教員の「1年単位の変形労働時間制」導入の中止を求める意見書

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶たない。最近では、教員志望の学生が減り始めている。教員の長時間労働のは正は、正に日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題である。

ところが、安倍政権はこの課題に逆行する公立学校の教員の「1年単位の変形労働時間制」を導入しようとしている。

この制度は、学期中を「繁忙期」とする代わりに夏などに教員の休みを増やすことを目的として、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」と合わせて平均で1日当たり8時間に収める制度である。

しかし、人間の心身は「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復できるようにはなっておらず、この制度は人間の生理に合った「1日8時間労働」の原則を破る労働法制の改悪となっている。

また学期中を「繁忙期」とすることは、退勤定時時刻が午後6時、7時など今よりも遅くなり、その後に個人の授業準備を行うということになりかねない。

そもそも、夏休み中でも連日のように業務があるため休めないとというのが実際であり、仮に夏の業務が減って休めたとしても、その場合は各自の代休や年休等を使う機会が無くなるという問題に直面する。

他にも、1か月も前から向こう30日間の労働時間を決め途中の変更ができないことから、子どもの状況に応じた臨時的な対応ができなくなることや、勤務時間を超えて働いた分を別の日の勤務時間のところで減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなる。

当事者である教員たちから「勤務がもっと長くなる」という声が出ているほか、日本教育新聞の市区町村教育長アンケート調査では、反対が42%、賛成が13%と反対の声が多数である。

「1年単位の変形労働時間制」の導入は、教員の夏休みのためと言うことが唯一の理由であるが、それが成り立たず、長時間労働の問題を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化し助長するものである。長時間労働のは正のためには、教員の定数増や、不要不急の業務の削減など抜本的な対策こそ必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、教員の「1年単位の変形労働時間制」導入の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様

議員案第 54 号

ゲノム編集技術など遺伝子操作技術の規制と表示を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和元年 11 月 20 日提出

小金井市議会議員

鈴木 成夫
白井 亨
片山 薫
坂井 えつ子
田頭 祐子
水上 洋志
渡辺 大三

ゲノム編集技術など遺伝子操作技術の規制と表示を求める意見書

遺伝子を効率良く改変できるゲノム編集技術を使った食品について、開発者が国へ届け出る制度が始まり、早ければ年内にもゲノム編集食品が流通し、食卓に並ぶ見通しとなっている。しかし、一部については安全性審査が義務付けられておらず、国への届出や食品への表示も販売者側の任意とされており、安全性について懸念する声も上がっている。

ゲノム編集には、DNAを狙った位置で切断して特定の遺伝子の機能を止める手法や、狙った部分に新たな遺伝子を組み入れる方法がある。品種改良を短期間で効率よく進められ、栄養価の高いトマトや収穫量の多い稻などが開発されている。

厚生労働省は、遺伝子組換え食品については、食品衛生法に基づいた安全性審査を義務付けている。しかし、10月1日から始まった新たな制度では、ゲノム編集食品のうち遺伝子を切断したものについては、開発者に任意の届出を求めるにとどめ、審査を義務化しなかった。同省は「通常の品種改良と同程度のリスクと考えられるため」と理由を説明する。なお、遺伝子を新たに組み入れた食品については審査を義務付けている。

一方、消費者庁は、海外事業者との連絡が難しいことや、科学的な判別が不可能なことを理由に、遺伝子を切断した食品には表示を義務付けないことを決定した。しかし、人為的ミスで違う遺伝子を切断してしまうなど、想定外のことが起きる可能性はある。有識者や消費者団体からは、本制度は見切り発車であり、農作物の交雑などが起こるリスクもあると批判の声が挙がっている。

このままでは、ゲノム編集食品が環境影響評価も食品安全性審査もされず、食品表示もないまま食卓にのぼることになる。消費者の知る権利、選ぶ権利を奪い、国民の健康に生きる権利を脅かすものである。速やかに全てのゲノム編集生物の環境影響評価、食品安全性審査、表示の義務付けが必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 ゲノム編集技術応用食品及び今後類似する技術開発応用食品の食品衛生法上の取扱いは、全て組換えDNA技術と同様の規制対象とすること。
- 2 ゲノム編集技術及び遺伝子組換え食品を含めた全ての法規制対象となる食品の情報提供の仕組みの確立及びリスクコミュニケーションを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
環境大臣様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

議員案第 55 号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和元年 11 月 22 日提出

小金井市議会議員

片 山 薫
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
水 上 洋 志

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあつてはならないと、誰しも認めることでありながら、後を絶たない。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL殺人事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重刑事件に対する再審無罪が続いた。

再審は、無辜の者が救済される最後の砦である。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情となっている。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことが多くあるということである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たないでいる。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、当初から検察が隠し持っていたもので、無罪証拠が当初から開示されていたならば冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずである。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されている。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下の平等原則さえも踏みにじられている。

次の大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることがある。袴田事件では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求が無用に長期化している。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年には再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げることとなった。こうした悲劇を繰り返さないためには、公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう「上訴」には、法的な制限を加える必要があることは明白である。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、誤った有罪裁判を受けた無辜の者を迅速に救済するために、以下のとおり再審法制の改正を行うよう求めるものである。

- 1 再審請求人の求めに対して、検察が有する証拠の全面開示について法整備を行うこと。
- 2 再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないように制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
法務大臣様

議員案第 56 号

天皇陛下ご即位に当たっての賀詞決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和元年 11月 29 日提出

小金井市議会議員

遠 藤 百合子

宮 下 誠

渡 辺 大 三

天皇陛下ご即位に当たっての賀詞決議

天皇陛下は、風薫る佳き日にご即位され、日本国憲法の定めるところにより、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承されました。

天皇皇后両陛下がいよいよご清祥に過ごされ、また、世界の平和が一層進展し、令和の時代が全ての国民にとって良き時代となるよう希求し、ここに小金井市議会は、謹んで慶祝の意を表します。

以上、決議する。

令和元年 月 日

小金井市議会

議員案第 57 号

西岡市長の公約違反と政策の迷走について厳しく責任を問う決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和元年 11 月 29 日提出

小金井市議会議員

片山 薫

湯沢 綾子

水上 洋志

宮下 誠

渡辺 大三

西岡市長の公約違反と政策の迷走について厳しく責任を問う決議

間もなく、西岡真一郎市長の1期4年間が任期満了となる。この間、具体的な事例があるごとに議会から指摘をしてきたが、節目となる今、西岡市長の政治家としての、また市役所のトップである市長としての認識を促し、反省を求める。

まず、選挙公約は政治家の命であり、市民との約束は真摯に取り組み、課題に向き合うのが本来の在り方である。これをおろそかにすることにより、政治不信を招き、政治への信頼を失うことになる。西岡市長は、図書館を含む6施設複合化による庁舎建設をゼロベースとしたことに関し、新たな庁舎・福祉会館建設の市民説明会の中で説明責任を果たしたとしている。しかしながら、ゼロベースにして2年もの時が経過し、市議会から何度も指摘されてからの説明が、果たして責任を果たしたと言えるのか、甚だ疑問である。また、そのお詫びとして「誤解を与えかねない」との公約への認識は、市民の期待に対し大変失礼な表現であり、市民に対し真摯に向き合っているとは言えない。

都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線の問題に対しては、西岡市長自身の政策意思が発言されないまま、道路計画に反対する考え方の側からも、賛成する考え方の側からも、不満が残る質疑が続いた。市長選挙が近づいてきて答弁のトーンが変わり、都知事への意見書を出したものの、今までの議会答弁と変わらない内容であり、市民を惑わすパフォーマンスに過ぎないものである。

婦人相談員の件に関しても、非常勤化して複数体制としたことについて、議会からの多数の指摘や陳情を受けても一向に再考しなかったにもかかわらず、今になって突如、常勤に戻すことを表明した。アクションプラン2020の内容は何ら変わらず、検証の結果も不透明な状態のままであり、なぜ今表明するのか疑問であり、迷走していると言わざるを得ない。

1期4年間の間、市役所では事務上のミスが継続し、教育委員会学務課の不明瞭な会計処理については今定例会の最後まで質疑が続いた。議会からは法令遵守についての指摘が相次ぎ、西岡市長からは繰り返しお詫びの発言がなされたものの、一方で総合調整権を持つ長として本当に責任を感じているのか疑問に思わざるを得ない質疑が展開された。

以上、様々な事案があったが、西岡市長の市長としての自覚や、市民に対しての思い、责任感が感じられない4年間であった。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、公約違反と政策の迷走について厳しく責任を問うものである。

以上、決議する。

令和元年 月 日

小金井市議会

議員案第 58 号

西岡市長やその関係者をめぐる一連の指摘について自ら真相を明らかにすることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和元年 11 月 30 日提出

小金井市議会議員

片山 薫
湯沢 綾子
水上 洋志
宮下 誠
渡辺 大三

西岡市長やその関係者をめぐる一連の指摘について自ら真相を明らかにすることを求める決議

現在開会中の令和元年第4回定例会において、西岡市長やその関係者をめぐる一連の指摘が問題になっている。

第一に、西岡市長が、市議会議員選挙に立候補した者の後援会に現金供与している事実が明らかになったことである。小金井市議会基本条例は、二元代表制の下における市長と議会の「緊張関係の保持」を規定しており、この条例は西岡市長自身が公布したものである。そのような条例を自ら公布した直後に、市議会議員選挙立候補予定者の後援会に現金を供与する姿勢は容認できるものではない。しかも西岡市長は、いつ、誰に、いくらの現金を、何の目的で供与したか、隠ぺいして明らかにしていない。

第二は、市主催のイベントチラシにおいて、西岡市長が推薦した司会者である当該市議会議員候補の写真と、講演する講師の写真を、同じ大きさで掲載しようとした事実が、担当職員の証言で明らかになっている。

第三は、西岡市長が推薦した当該市議会議員候補については、政治活動に用いた名簿をめぐっての種々の指摘がなされている。早急な解明が必要である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、事案の重要性、緊急性に鑑み、一連の指摘について、真相を明らかにするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年 月 日

小金井市議会